

報告第9号

資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年9月12日提出

四万十町長 高瀬 満伸

平成23年度決算に基づく資金不足比率

単位：％

特 別 会 計 名	資金不足比率	備 考
水 道 事 業 会 計	—	
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	
農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	

備考

資金不足比率がない場合は「—」と表示している。